

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 不要になった収入印紙の交換

Q: 私は、2万円の収入印紙でよいのに、誤って6万円の収入印紙を購入してしまいました。誤って購入した6万円の収入印紙は、郵便局で現金に交換してもらえますか。

A: 現金とは交換してもらえません。

### 【解説】

誤って収入印紙を購入し使用する予定のない場合のように、不要となった収入印紙については、税務署又は郵便局のいずれに持参しても現金と交換する制度は設けられていません。ただし、郵便局において、他の収入印紙に交換する制度が設けられていますので、使用頻度の高い200円等の収入印紙と交換することはできます。

収入印紙の交換は、交換する収入印紙及び交換手数料を郵便局の窓口で提出するとともに、収入印紙交換整理票に必要事項を記載します。この場合、交換しようとする収入印紙が文書等に貼り付けられたものである場合には、貼り付けられたままの状態での提出する必要があります。

収入印紙の交換手数料は、交換のために郵便局に提出する収入印紙1枚につき5円とされています。ただし、提出する収入印紙の額面金額が10円未満の場合には、額面金額の半額となります。

なお、文書等に貼り付けた収入印紙の交換を郵便局に請求する場合は、印紙税の過誤納金として還付を受けられる場合や、税務署長の確認が必要となる場合もあります。

